

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

みやこ町長

様

申 請 者	住 所	
	氏 名	
	電 話	

補 助 金 交 付 申 請 書

()年度において、合併処理浄化槽を設置したくみやこ町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規程の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

設 置 場 所	みやこ町	
淨 化 槽	()人槽・メーカー()型式()	
送 風 機	メーカー()・型式()風量(l/hr)	
交付申請額	金	円
所 有 者	1. 本人 2. その他()	
住宅の用途	1. 申請者居住住宅 2. 借家 3. その他()	
建物の種類	1. 一般住宅 (延べ床面積 m ²)	
	2. 店舗等併用住宅 (居住 その他 m ²)	
	3. その他() (m ²)	
工 期	年 月 日	～ 年 月 日
居住予定人数	人	
放 流 先	1 都市排水路 2 側溝 3 用水路 4 湖沼 5 その他()	
施 工 業 者	氏名又は名称 _____ TEL _____ 設備士名 _____	
	県知事登録番号	—
	県知事届出番号	—

添 付 書 類	①位置図(付近見取図) ②住宅平面図(配置配管図) ③浄化槽設置届及び受理書の写し ④工事請負契約書の写し ⑤誓約書 ⑥小型合併浄化槽機能保証登録証 ⑦浄化槽設備士免状又は修了証書の写し ⑧浄化槽認定シート・登録証の写し・浄化槽管理(C)票(10人槽以下のみ) ⑨住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書 ⑩その他町長が必要と認める書類(確認書・委任状)
------------------	--

工事請負契約書

印
紙

第1条 発注者 _____(以下「甲」という。)及び、浄化槽工事業者 _____(以下「乙」という。)は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

1. 工事の場所 _____
2. 工事の期間 年 月 日 ~ 年 月 日
3. 設置する浄化槽

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上・放流水BODが20mg／ℓ(日間平均値)以下の機能を有するとともに、「国庫補助指針」という。が適用される合併処理浄化槽にあっては国庫補助指針に適合するものをいう。

工事の請負代金及び支払方法

4. 請負代金 ￥ _____ 円
5. 支払方法 1. 現金 2. その他()

第3条 乙はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引渡すものとし、甲は、引渡しと引き換えにその請負代金全額の支払いを完了する。

第4条 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士()に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙はこの契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は存続させなければならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、予め甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

第7条 乙は、浄化槽第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び福岡県合併処理浄化槽普及促進協議会が定める工事基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 乙は、浄化槽に係る屋外排水設備に関する管理・監督の義務を有するものとする。

第9条 甲は、やむ得ない場合は、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第10条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第11条 工事の完成引渡しまでに工事目的物その他工事施行について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第12条 乙は、工事のため第三者に被害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第13条 乙は、市町村が定める合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第14条 甲は、本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙にたいし、相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求することができる。

- 2 甲は、浄化槽法7条及び11条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。
- 3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第15条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後5年以内に行わなければならない。

第16条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続きを要せずこ

の契約を解除することができる。

- (1)浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続きが受理されず、又は、認められないとき。
 - (2)工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。
- 2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために概に支出した立替金を甲に請求することができる。

第17条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を補償して、この契約を解除することができる。

- 2 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第18条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。

- (1)第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。
 - (2)甲が請負代金を所定の期日に支払わなかつたとき又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになつたとき。
 - (3)甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなつたと乙が認めたとき。
- 2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙に賠償するものとする。

第19条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引き渡すことがきない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金額の3000分の1の違約金を請求することができる。

- 2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金員につき、支払期日の翌日から支払い完了の日まで日歩3銭の割合による遅滞損害金を乙に支払うものとする。

第20条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

『甲 発注者』 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

『乙の請負者』 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____
净化槽工事業登録番号 ()
又は、届出番号 ()

年　月　日

誓 約 書

みやこ町長

様

住 所	
設置場所	
氏 名	(印)
電 話	

私が合併処理浄化槽を設置するにあたり、次のことについて誓約します。

記

- 私が設置している浄化槽に係ることで、苦情又は紛争があった場合は、当事者間により責任をもって解決します。
- 浄化槽の使用については、使用の準則を遵守することはもちろんのこと、保守点検及び清掃については、専門業者に委託します。
- 浄化槽法等に基づく水質に関する検査実施後、検査結果書の写しを、すみやかに提出致します。
- 行政の指導に対しては、誠意をもって実施します。
- 合併処理浄化槽の排水の取水調査等に際し、敷地に立ち入ることについて拒んだりいたしません。

納付状況確認書

令和 年 月 日

申請人 住 所
氏 名 (印)
生年月日

みやこ町合併処理浄化槽補助金交付申請書の添付書類として必要なため、私の世帯全員の
令和 年 月 日現在の町納付金について下記により確認をお願いします。

区分	未納の有無	担当者 確認欄
町税 【税務課】 ・県町民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税	1 未納金はありません。 3 未納金があります。 2 該当はありません。	印
後期高齢者医療保険料 【税務課】	1 未納金はありません。 3 未納金があります。 2 該当はありません。	印
介護保険料 【税務課】	1 未納金はありません。 3 未納金があります。 2 該当はありません。	印
保険料 【子育て・健康支援課】	1 未納金はありません。 3 未納金があります。 2 該当はありません。	印
放課後児童クラブ保護者負担金 【子育て・健康支援課】	1 未納金はありません。 3 未納金があります。 2 該当はありません。	印
住宅使用料 【建築課】 ・住宅使用料 ・駐車場使用料	1 未納金はありません。 3 未納金があります。 2 該当はありません。	印
上水道使用料 【上下水道課】	1 未納金はありません。 3 未納金があります。 2 該当はありません。	印
下水道使用料 (農業集落排水使用料を含む) 【上下水道課】	1 未納金はありません。 3 未納金があります。 2 該当はありません。	印

様式第6号（第9号関係）

年　月　日

みやこ町長　　様

住　所	
氏　名	
電話番号	

実績報告書

年　月　日付　　第　　号で補助金交付決定の通知を受けた合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額　金　_____円
2. 事業完了年月日　　年　月　日

添付書類

浄化槽設置状況検査依頼書(法第7条)及び領収書の写し
浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
チェックリスト
工事写真集
その他、市町村長が必要と認める書類

完了確認調査

上記の届出により、現地確認の結果適正に設置されていると認める。

年　月　日

確認者氏名

立会者氏名

設備土チェックリスト

No.	検査項目	チェックポイント	適
1	流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物や汚水の停滞がないか	
2	放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ逆流のおそれはないか	
3	誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか 雨水や工場廃水等が流入していないか	
4	柵の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な柵が設置されているか	
5	流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか	
6	嵩上げの状況	バルブの操作などの維持管理を安易に行うことができるか	
7	浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか 保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか コンクリートスラブが打たれているか	
8	漏水の有無	漏水が生じていないか	
9	浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか	
10	接触財等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触曝気槽の接触材に変形や破損はないか しっかりと固定されているか	
11	曝気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変更、破損、固定及び稼動の状況	各装置に変形や破損はないか しっかりと固定されているか 空気の出方や水流に片よりはないか	
12	消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備の変形や破損はないか しっかりと固定されているか 薬剤筒は傾いていないか	

No.	検査項目	チェックポイント	適	
13	ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置、稼動状況	ポンプ枠に変形や破損はないか		
		ポンプ枠に漏水のおそれはないか		
		ポンプが2台以上設置されているか		
		設計とおりの能力のポンプが設置されているか		
		ポンプの固定が十分行われているか		
		ポンプの取外しが可能か		
14	ブロワーの設置、稼動状況	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼動を妨げるおそれはないか		
		適正能力の送風機が設置されているか		
		防振対策がなされているか		
		固定が十分行われているか		
		アースはなされているか		
		漏電の恐れはないか		
上記のとおり確認したことを証します。				
年　　月　　日				
担当浄化槽設備士　　氏名 _____				
県知事登録番号　　()				
届出番号　　()				

様式第5号（第8条関係）

年　月　日

みやこ町長　　様

住 所	
設置場所	
氏 名	
電 話	

変 更 承 認 申 請 書

年　月　日　　第　　号であった補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽
設置整備事業について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

1. 変更内容　　(変更・廃止)
2. 変更事由

様式第7号（第11条関係）

年　月　日

みやこ町長　　様

申 請 者	住 所	
	氏 名	(印)
	電 話	

補 助 金 交 付 請 求 書

補助金を下記のとおり請求します。

記

金額	金 円	
金融機関	()銀行・信用金庫・農協、()支店	
預金種目	普通・当座	口座番号
フリガナ		
名義人		